

極 秘

無 期 限

部の内
号

(総理ブリーフ用資料)

レバノンにおける米国人人質問題 (総理特使の派遣)

60. 8. 8

中近東第2課

1. 中山特使日程

8月6日-9日

テヘラン

10日-12日

ダマスカス

14日

東京着

2. 5日、本件特使派遣につき、在米大に米国への通報と指示。

松永大使よりマクファーレン大統領補佐官、及びシュルツ國務長

官に通報したところ、先方の反応は次のとおり。

(1) マクファーレン補佐官

日本政府の迅速な措置を高く評価し、感謝。大統領には直ちに報告す。

(2) シュルツ國務長官

JWA人質事件の際、日本政府の努力を高く評価

今回の努力が成功することを希望。日本政府の努力が事態の解決に資することも確信。

3. イランにおける会談状況

特使よりの、米国人質解放のための、イランの影響力行使を求め

る要請に対する先方の反応は次とおり。(特使よりの

総理の内々の意向も伝達。

(1) アルテビリ外務次官 (8月6日)

(イ) 日・イラン両国は、国際テロを否定するが、テロの定義が相

違。イランは、大国の第3国における大規模な違法行為をテロ視せず、個人、又は特定のグループの正当な権利回復の為の活動

をテロとして非難することはせず。ただし、右意見の相違を前提とした意見交換は有用。

(ロ) イランは米国人質問題への如何なる形での関連も否定。イランは第3国において限定的な影響力しか有せ

ず。TWA機事件の解決は特別な国際環境下で成立。イランは
決定的な影響力は行使し得ず。今次 TWA機事件と同様の

結果を期待されたとしてもそれが実現される保証なし。

(2) ラフサンジャニ議長 (8月7日)

レバノンにおける人質の問題はイランにとっても非常に重要な問題と考へている。

TWA機事件が解決されれば、イスラエルにシリア派捕虜(300名)を解放さ
せる旨、レーガン大統領が、シリア大統領に約束したため、イラン、シリア

は事件解決に努力。しかるに米国は未だ約束も実行せず。「米国
は、イスラエルをして、捕えられているレバノン人を解放させるべきであり、TWA

機事件における合意を守るべきである」というレバノンの中曽根総理に対する
メッセージ。... 以上のことが実行されれば、その時はじめて

米が約束を守らない限り イランとしてはレバノン人に何も言えず。

イランはシリアと共同して人質解放のための何らかの行動をとり得るし、影響力
も行使し得る。

(「中曽根」議長よりは)
レバノンにおける米国の目的及び活動には、は、きりしないところがあ
り。人質問題は、米国がレバノンにおける何らかの目的を達する為の
策略的なのではないかという疑念も表明された) (3)